

令和元年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時： 令和元年 11 月 28 日(木) 13 時 55 分～15 時 40 分

場 所： JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階 日本スポーツ協会 大会議室

出席者： 泉本部長

森島、大西、萩原の各副本部長

宇佐美、福原、田村、川村、三井、平山、本川、秋本、見城、

米谷、宗像、工藤、河内の各常任委員 計 17 名

<欠席(委任)>伊藤、富田、原、望月、網代の各常任委員 計 5 名

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 21 名(委任含む)】により会議成立
(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)

<事務局>青田部長、奈良課長、他少年団課員 6 名

設置規程第 18 条第 2 項により、泉本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

1. 令和元年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について

事務局から、令和2(2020)年1月～2月に開催予定のブロック会議の開催要項案について説明し、原案のとおり承認。

各ブロック会議では、次年度の活動計画・予算、今後のスポーツ少年団指導者等に関する内容について説明することとし、今後、主管県への開催協力依頼及び都道府県への開催案内を発信のうえ準備を進めていくこととした。

ブロック	主管県	開催期日	会場
北海道・東北	福島県	2月6日(木)～7日(金)	ホテル月之瀬
関東	群馬県	2月7日(金)～8日(土)	高崎ワシントンホテルプラザ
北信越・東海	三重県	1月30日(木)～31日(金)	プラトンホテル四日市
近畿	和歌山県	2月12日(水)～13日(木)	ホテルアバローム紀の国
中国・四国	徳島県	2月6日(木)～7日(金)	ホテルクレメント徳島
九州	熊本県	1月30日(木)～31日(金)	ザ・ニューホテル熊本

2. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への団員の参画について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会へのスポーツ少年団の参画について、これまで日本スポーツ協会から大会組織委員会へ強く要望を行ってきた結果、エスコートキッズ、コイントスキッズ、フラッグベアラーの3区分での団員の参画が決定した旨、事務局から説明。

参画団員の条件、具体的な日程等については、国際オリンピック委員会(IOC)および大会組織委員会にて調整中であるが、当日の交通事情や宿泊先の手配等を理由に参画に支障が出ないよう大会組織委員会より要望を受けていることから、参画団員については、対象となる競技が開催される会場のある市区町村スポーツ少年団の登録団員とし都道府県および市区町村スポーツ少年団をとおして、募集案内をすることについて諮り、これを承認。

今後、日程等の詳細が決まり次第、早急に参加者の募集を実施するにあたり、参画団員の募集要項の内容については、泉本部長および富田活動開発部会長に一任することについて併せて諮り、これを承認。

3. 2020年日独スポーツ少年団ユースキャンプ日本団指導者・団員について

事務局から、2020年7月23日から8月6日にかけて実施する「2020年日独スポーツ少年団ユースキャンプ」の日本団指導者および団員について事務局から説明。富田活動開発部会長を団長とし、指導者は活動開発部会員3名と都道府県推薦指導者6名の計10名、団員は25都道府県から推薦された45名とすることについて諮り、これを承認。

また、今後のドイツ側との調整および取り進めについては、泉本部長および富田活動開発部会長に一任することについて併せて諮り、これを承認。

4. スポーツ少年団登録者処分基準の改定について

事務局から、スポーツ少年団登録者処分基準において、「活動停止」または「登録取消し又は再登録禁止」処分を下された違反行為者に対して、再登録にあたり義務付けている再教育プログラムについて、同プログラムの実施主体として、これまでの市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団のほか、新たに日本スポーツ少年団を加える改定案について諮り、原案のとおり承認。

<質問・意見等>

- 平山委員： ● スポーツ少年団登録者処分基準に明記されている再教育プログラムとは、(近畿ブロック) どのようなものか。
- 事務局： ● 再教育プログラムの内容は予め定めているものではなく、実施主体となる都道府県・市区町村スポーツ少年団において決めている。各案件の再教育プログラムの内容について詳細は把握できていないが、反省文の提出を課しているケースが多い。
- 平山委員： ● 処分案件によっても、再教育プログラムとして課すべき内容は異なってくると思うので、実施主体によって大きな差が出ないように、参考となるガイドラインがあると良い。
- 工藤委員： ● バレーボール競技(小学生バレーボール連盟)では、JSPO公認スポーツ指導者制度に定められている基準等を参考に、再教育プログラムとして1日半の講習受講を課している。
- 事務局： ● JSPO公認スポーツ指導者制度においても、処分内容に応じて再教育プログラムの内容を定めることができるよう、対応表の作成を検討しているところである。
- スポーツ少年団登録者のうち、「指導者」については、JSPO公認資格の保有が義務付けられることから、今後違反行為があった場合は、JSPO公認資格保有者として処分されることになる。
 - 一方、JSPO公認資格を保有していない場合(例:スタッフ、役員)は、スポーツ少年団登録者としての処分が行われることになる。違反行為に対する処分内容について、JSPO公認資格保有者に下される場合とスポーツ少年団登録者としてのみ処分が下される場合との整合性について、これからスポーツ少年団としても検討していく。

- 見城委員： ● ハラスメントで処分された人に対して、どこまで効果的な再教育プログラム（九州ブロック）を課せられるかは難しい問題である。暴力とは性質が異なるので、検討に際して考慮すべき点であると思う。

<協議事項>

1. 日本スポーツ少年団指導者制度および日本スポーツ少年団リーダー制度の改定について

令和2年度から、新たなスポーツ少年団登録規程・同規程施行細則、スポーツ少年団指導者に関する諸規程等が施行されることに伴い、日本スポーツ少年団指導者制度と日本スポーツ少年団リーダー制度を統合のうえ「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」とし、スポーツ少年団指導者の役割、位置づけなどについて改めて規定しなおす対応案について事務局から説明。

協議の結果、原案のとおり取り進めることとし、令和2年4月からの施行に向けて、次回の常任委員会で議案として諮ることについて承認。

なお、リーダーに係る部分（リーダースクールの運営、カリキュラムの改定ほか）については、本年度に設置したリーダー制度改定ワーキンググループにおいて引き続き検討を行うこととなった。

<質問・意見等>

- 工藤委員： ● 各種変更に伴う今後の取り扱いや手続き等について、スポーツ少年団指導者（学識経験）が保有している資格等に応じたフローチャートを作成いただきたい。

- 見城委員： ● スタートコーチ（スポーツ少年団）の養成が開始されるが、資格取得者が4年後に登録を更新せず、指導者（登録者）の多くが入れ替わる恐れがある。
● 資格を取得した指導者が4年後にゼロベースになってしまうと、地方の単位団は消滅してしまう。
● 更新研修のカリキュラムについても早い段階から検討を始め、2年後（2021年度）くらいを目途に方向性を固めるべきだと思う。

- 事務局： ● 今後方向性を示せるよう、検討していく。

<報告事項>

1. 令和元年度第2回日本スポーツ少年団常任委員会および第1回日本スポーツ少年団委員総会の議事録について

議長から資料に基づき報告。

2. 2019年度日本スポーツ協会事業評価（上期）および日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018の評価について

スポーツ少年団事業の評価については、本来であれば常任委員会で諮り、日本スポーツ協会の経営判断チーム会議あるいは理事会に報告する手順となるが、全ての事業および推進方策の進捗状況を常任委員会で諮ることがスケジュール上、極めて困難な状況にあることから、2019年度上期の事業および推進方策の進捗については、各専門部会で協議の後、泉本部長が確認のうえ、去る10月29日開催の経営判断チーム会議および11月7日開催の理事会で説明した旨を報告。

なお、今後は、上期・下期の事業評価を報告する経営判断チーム会議あるいは推進方策の進捗を報告する理事会の開催前に、各常任委員に資料を送付し、会議の場での意見聴取に代える方法を検討していくこととした。（次回の第4回常任委員会にて具体案を提示予定）

3. 令和2年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について

去る6月開催の第2回常任委員会および第1回委員総会にて本部長に一任された、令和2年度事業計画に基づく要望予算の編成について、日本スポーツ協会として各補助・助成元と調整中である旨を報告。

なお、令和2年度予算については、2020年1月～2月にかけて開催するブロック会議において、事業計画とともに説明し、次回の第4回常任委員会および第2回委員総会で改めて諮ることとなった。

<質問・意見等>

平山委員： ● 登録者数が右肩下がりにもかかわらず、各事業の実施規模は以前から変わっていない。助成金・予算の確保が厳しいのであれば、事業計画を縮小する必要があるのではないか。

秋本委員： ● 各事業の趣旨、規模を踏まえたくえで計画を立てていると思うので、可能な限り予算を確保し、充実したプログラムを実施していただきたい。

事務局： ● スポーツ少年団の理念、登録者数等を踏まえ、状況に応じて事業の見直しが必要と考えている。

見城委員： ● 日独同時交流についても、交流開始当初から状況は大きく変わっている。派遣者数も減少しているので、毎年実施ではなく、数年に一回実施するといったことを検討しても良いのではないかと。そうすれば、ドイツ団受入にかかる毎年の費用を、数年後の派遣・受入に向けて、シニア・リーダーの育成に充てるといった、長期的視点での取り組みも可能になると思う。

4. 令和元年度スポーツ少年団登録状況(第1次集計)について

事務局から、令和元年11月20日現在の登録状況について資料に基づき報告。

区分	登録数	前年度比	備考
単位団数	31,313団	-550団(-1.74%)	
指導者数	186,444名	-3,365名(-1.77%)	
団員数	649,353名	-25,141名(-3.73%)	14年連続の減少
内未就学児(3～5歳)	4,676名	+60名	2018年度から登録可
登録率	小:8.57%、中:2.32%、高:0.17%		
役職員数(市区町村)	13,814名	-57名	
役職員数(都道府県、日本スポーツ少年団)	1,028名	-29名	
【参考】市区町村数	1,724	-23	

※登録数の確定は12月末を予定

＜質問・意見等＞

- 見城委員： ● 生徒は、居住エリアの学校に通うことになるが、生徒が少ない地方の中学校は、必然的に文科省が定める小規模校となる。教員も少なく、運動部活動の競技数も限られている。その結果、スポーツ少年団で親しんできた競技の部活動が中学校には無く、競技を続けられないのが現状である。
- また、中体連は全国大会や地区大会を学校別で実施しており、生徒数が少ない学校が、特にチーム競技で出場するのは難しい。
- 今後の地域スポーツ体制の検討にあたっては、これらの点を踏まえ、スポーツ少年団と中学校部活動(学校体育)、大会参加の在り方についても考えていく必要があると思う。

- 泉本部長： ● 中学校の大会では、学校単位以外での出場を認めている競技もある。
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」への対応も含めて、日本スポーツ協会としても今後の取り組みについて検討していきたい。

5. 令和元年度日本スポーツ少年団6月以降の諸活動の終了について

本年6月以降に日本スポーツ少年団主催で実施した諸事業について、いずれも所期の目的を果たし、終了したことを報告。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組みとして実施している、スポーツ少年団全国一斉活動は、実施人数(人)と活動時間数(分)を掛け合わせて集計し、第1回アテネオリンピックから第32回東京オリンピックまでの期間となる約125年分の活動を行うことを目標としているが、本年度の進捗状況は、11月27日現在、12.5年(前年度比+1.4年)となっており、目標達成が困難な状況にあるものの、あらためて各種会議やホームページを通じて活動への参加を呼びかけていくこととした。

＜質問・意見等＞

- 川村委員： ● 軟式野球交流大会の球数制限について、今年度の県大会(予選会)は各県の判断となっていたが、来年度はどうなるのか。

- 事務局： ● これまで同様、球数制限を県大会(予選会)にまでは適用しない方向で考えているが、来年度の対応については、活動開発部会で今後検討する。

- 宗像委員(学識経験)： ● 全日本軟式野球連盟としては、球数制限について、肘・肩のケガ予防といった観点から、全国大会・地区大会問わず、来年度から全大会一斉に取り組んでいく方針である。
- 全国大会に出場した選手の約6割に、肘・肩の異常があったという調査結果も出ているため、地方支部から徹底していく。

- 見城委員(九州ブロック)： ● スポーツ少年団の軟式野球交流大会についても、競技団体の方針に準じて実施していくべきだと思う。
- 福岡県では、70球の制限に加えて、2試合連続の登板は不可としている。

- 平山委員： ● 球数制限を考慮すると、1チーム当たり4人程度のピッチャーが必要になってくるが、チームに所属する人数(選手数)が少ないためにピッチャーが足りず、結果的に大会に出場できないケースもある。
- これにより、合同チームで出場するケースが考えられるが、軟式野球交流大会に出場するにあたって統一ユニフォームを作製するのは経費面で苦しい。
- 合同チームの場合は各所属チームのユニフォームでの出場を認める、といった配慮についても検討いただきたい。

6. 第42回全国スポーツ少年団剣道交流大会および第17回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

令和2(2020)年3月下旬に開催する第42回全国スポーツ少年団剣道交流大会および第17回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会について、それぞれの開催地である長野県、岐阜県において第1回目の実行委員会が開催され、大会実施要項等が決定したことに伴い、都道府県スポーツ少年団宛に実施要項を送付し、参加者の推薦依頼を行った旨を報告。

7. 文部科学大臣表彰(生涯スポーツ功労者、社会教育功労者)について

日本スポーツ協会から文部科学省に対して推薦した日本スポーツ少年団登録指導者10名全員の「生涯スポーツ功労者」としての受賞が決定し、10月11日に文部科学省にて表彰式が行われた旨を報告。

また、単位スポーツ少年団15団および町スポーツ少年団1団が、「生涯スポーツ優良団体」として表彰された旨を併せて報告。

なお、前回の第2回常任委員会において本部長に一任されていた、「社会教育功労者」の候補者決定及び推薦については、富田常任委員を候補者として決定し、文部科学省へ推薦を行った旨を報告。(受賞者は2020年12月中旬以降に公表される予定)

8. 専門部会およびプロジェクト等の報告について

各部会長(班長)、事務局から報告。

<指導育成部会>

- 令和元年度スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター移行研修会・養成講習会について
今年度から新たに実施するインストラクター移行研修会および養成講習会の具体的なプログラムについて協議し、プログラム内容や教材、配布資料を確定
- 日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画—アクションプラン2017—について
3年次目に取り組む施策について整理するとともに、その進捗状況を確認
- 令和2年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催などの関係から、令和2年度のシニア・リーダースクールのスクーリングの時期が変更となること、あわせて短縮日程で開催することを協議し、決定
※スクーリングの具体的なプログラムについては、継続協議

<広報普及部会>

- 日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画—アクションプラン2017—について
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本スポーツ少年団の理念や役割、これからの時代において求められる活動、課題について改めて考えていただくため、日本スポーツ協会の広報誌 Sport Japan に座談会形式の記事を掲載する方向で取り進める。
※ 座談会への出席候補者は、正副本部長、各部会の部会長、学識経験者等を中心に調整中
- 平和スローガンの募集について
2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることを契機として、オリンピズムとスポーツ少年団の理念についての理解を深めるとともに、スポーツ少年団として、青少年スポーツの推進と平和社会の実現に向けた取り組みを後世に伝えていくために、「スポーツと平和」をキーワードとするスローガンの募集を行う。
- 今後の日本スポーツ少年団オリジナルグッズの作製について
日本体育協会から日本スポーツ協会への名称変更(和・英)に伴い、作製・販売を中断していた日本スポーツ少年団オリジナルグッズについては、過去4年間の販売実績等を踏まえ、売り上げの9割を占めている運動適性テスト関連のグッズ以外は販売を中止する。
※ 関係者用・贈呈用の物品作製については、ニーズ調査、販売・在庫管理のコストを踏まえて今後慎重に検討する。

<活動開発部会>

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会記念事業について
日独スポーツ少年団ユースキャンプにおけるディスカッションテーマは、「新しいスポーツの価値」についてのテーマを日本側として提案し、最終決定に向けてドイツスポーツユーгентと引き続き協議する。
- スポーツ少年団指導者に係る諸規程の改定に伴う各種事業参加資格の改定について
令和2年4月から認定育成員・認定員資格が廃止されることに伴い、各種国際交流および国内交流事業における指導者の参加条件については、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が該当し、「2019年度に認定育成員または認定員として登録していた指導者、あるいはスタートコーチ(スポーツ少年団)資格を取得した指導者」とすることについて協議。
- 全国スポーツ少年大会の報告書について
報告書を作成する場合に助成元から求められている「大会終了1カ月以内に完成させる」ことが開催都道府県の負担になっていることから、冊子による作成の継続性および掲載内容について協議。
- 今後の国際交流事業について
今後の各事業の方向性、実施方法等について検討。交流パートナーであるドイツスポーツユーгент および中華全国体育総会と引き続き検討を行う。
- スポーツ振興基金助成金の削減に伴う対応について
当該基金助成の財源不足のため、日本スポーツ協会の助成申請事業を現行の4つ(剣道、バレーボール、軟式野球の3つの競技別交流大会+全国スポーツ少年大会)から3つに絞るよう助成元より指示が出ていることから、金額面や運営面等を考慮し、引き続き検討する。

<リーダー制度改定ワーキンググループ>

- リーダー制度改定の取り組みについて
令和4年(2022年)度のリーダー制度の改定に向けて、スケジュールおよび取り組みについて協議。
- リーダー養成における現状の課題について
現状の課題を整理するとともに、今後のリーダー養成の目的について協議。
- 令和2年度シニア・リーダースクールについて
スクーリングプログラムについて協議。
※ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や日独スポーツ少年団ユースキャンプの開催に伴い、9月中旬の実施を予定

<質問・意見等>

- 平山委員： ● スポーツ少年団指導者に係る諸規程の改定に伴う各種事業参加資格の(近畿ブロック) 改定については、説明にあった内容で決定なのか。
- 事務局： ● 今後、細かな文言等の修正が入る可能性はあるが、活動開発部会においては、「2019年度に認定育成員または認定員として登録していた指導者、あるいはスタートコーチ(スポーツ少年団)資格を取得した指導者」とする方向で確認している。
- 平山委員： ● インストラクター移行研修会、養成講習会の参加者アンケートの結果は(近畿ブロック) どのようなものだったか。
- 事務局： ● 現在集計中のため、次回の第4回常任委員会で報告する。

9. スポーツ少年団の名称に関する検討について

事務局から、名称変更に関する議論の発端を含めて現時点での検討状況を報告。
名称変更を行った場合のメリット・デメリットについて広報普及部会で引き続き検討を行い、本年度末の第4回常任委員会にて報告予定である旨を併せて報告。

<質問・意見等>

- 見城委員： ● 名称変更にあたっては、明確な大義名分が必要である。スポーツ少年団(九州ブロック) という名称は、創設時の理念と不可分のものであると思う。「〇〇であるから変える」といった明確な理由が必要ではないか。

10. スポーツ少年団登録者の処分について

スポーツ少年団登録者処分基準に基づき、市区町村スポーツ少年団から報告のあった8県12名の処分について事務局から報告。

No.	都道府県	登録区分	主な競技	違反行為	処分内容	期間
1	北海道	指導者	剣道	不適切な指導や活動	厳重注意	—
2	愛知県	指導者	バレーボール	全治1か月未満の傷害、心身に有害な影響を及ぼす言動	活動停止	12か月
3	愛知県	指導者	バレーボール	不適切な指導や活動	注意	—
4	愛知県	指導者	バレーボール	不適切な指導や活動	注意	—
5	愛知県	指導者	バレーボール	不適切な指導や活動	注意	—
6	愛知県	指導者	バレーボール	不適切な指導や活動	注意	—
7	香川県	指導者	硬式野球	全治1か月未満の傷害	活動停止	12か月
8	兵庫県	指導者	軟式野球	不適切な指導や活動	注意	—
9	福井県	指導者	軟式野球	心身に有害な影響を及ぼす言動	厳重注意	—
10	千葉県	指導者	バドミントン	不適切な指導や活動	登録取消し及び再登録の禁止	24か月
11	富山県	指導者	バレーボール	全治1か月未満の傷害	活動停止	3か月
12	岩手県	指導者	ミニバスケットボール	心身に有害な影響を及ぼす言動	活動停止	12か月

<質問・意見等>

見城委員： ● 報告内容を各県に持ち帰った後に、再発防止に向けた取り組みができるよう、各処分案件について、違反行為の詳細が分かるようにしてほしい。

事務局： ● 個人が特定されないことを大前提に、資料の表記、説明方法について、望月常任委員(弁護士)に相談のうえ検討する。

11. スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>について

「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>は、中央競技団体に該当しないスポーツ団体を対象としており、スポーツ少年団の単位団も対象となる旨を説明。

ジュニア・スポーツの安全・安心をリードし、ジュニア・スポーツ全体の底上げにつなげるため、スポーツ少年団が積極的にコードを遵守するとともに、コードを遵守している旨を様々な機会・媒体を通じて説明していくよう協力を依頼。

12. スポーツ少年団活動引率時の指導者の行動への注意喚起について

本年7月31日から8月4日にかけて長崎県で開催された「第57回全国スポーツ少年大会」において、引率指導者による飲酒を伴う懇親会が開かれ、終了後も一部の指導者が飲食禁止の宿泊室で飲酒を続け、その後、指導者間のトラブルが発生し、泥酔した指導者1名が他の指導者にケガを負わせるという事案が発生した。

団員を指導する立場でありながら、飲食禁止の場所で飲酒し、本事案が発生したことを受け、日本スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団に対して、近日中に注意喚起文書を発信し、引率期間中、大会期間中は、公式プログラム外であっても、団員の安全確保を第一義に考え、スポーツ少年団活動にふさわしい行動・振る舞いを、スポーツ少年団組織をあげて強く求めていく旨を報告。

13. ブロック報告について

<質問・意見等>

川村委員： ● スポーツ少年団指導者に関する諸規程等の改定により、指導者の登録料(JSPO 公認スポーツ指導者登録料)が4年間で1万円となることに伴い、各都道府県への還元について前回要望があったが、その後の動きはどうか。

事務局： ● JSPO 公認スポーツ指導者としての登録料1万円(4年間)は、基本的に当該指導者の登録管理、資格更新研修のための費用等に充てられている。そのため、この登録料をスポーツ少年団への還元の原資とすることはできない。ただし、組織整備費については、現状ベースの交付額を維持できるよう、何らかの形で補填をしたいと考えている。

● なお、スタートコーチ(スポーツ少年団)資格の登録者数増により、JSPO 公認スポーツ指導者の登録料収入が増えた場合の還元金については、他の資格と同様、人数に応じて各都道府県体育・スポーツ協会に交付することになる。

平山委員： ● 専門部会報告の際にもお願いしたが、インストラクター移行研修会、養成講習会の参加者アンケートの結果については、次回の常任委員会において是非報告してほしい。

● 軟式野球交流大会参加時のユニフォームについて、合同チームの場合は揃えなくても出場できるといったルールを要項に明記していただくとともに、単位団の団員数減少による経費面(統一ユニフォームの作製の負担軽減についても)しっかりと検討いただきたい。

14. 今後の日本スポーツ少年団の会議日程について

事務局から資料に基づき、第4回常任委員会は2月28日(金)の14時から、第2回委員総会は2月29日(土)の13時から開催する旨を報告。

なお、第2回委員総会の会場については、日本スポーツ協会会議室または渋谷駅周辺で調整中のため、決まり次第改めて報告することとした。

上記報告事項について、いずれも了承された。

以上、15時40分終了。